


処 分 説 明 書

人事院様式312 (平19.10 改)

(教示)

1. この処分についての不服申立ては、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して60日以内に、人事院に対して、することができません。ただし、この期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、することができません。
 2. この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決又は決定を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ① 不服申立てがあった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決又は決定がないとき。
 - ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ③ その他裁決又は決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- この処分の取消しの訴えは、不服申立てに対する人事院の裁決又は決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決又は決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。
- (注) この処分を行った者が特定独立行政法人に所属する者である場合にあっては、この処分の取消しの訴えの被告及び訴訟において被告を代表する者は、その者が所属する特定独立行政法人及びその長となります。

| | | |
|--|--|--|
| 1 処分者 | | |
| 官 職 法務大臣 | | 氏 名 谷 垣 禎  |
| 2 被処分者 | | |
| 所属部課 法務省大臣官房付 | 氏名 (ふりがな) <u>こんどう ひろゆき</u> 近 藤 裕 之 | |
| 官 職 検事 兼 法務事務官 | 級及び号俸 XXXXXXXXXX | |
| 3 処分の内容 | | |
| 処分発令日 平成 26年 5月 1日 | 処分効力発生日 平成 26年 5月 1日 | 処分説明書交付日 平成 26年 5月 1日 |
| 根拠法令 国家公務員法第82条第1項第1号 及び第3号 | | 処分の種類及び程度 免職 |
| 国家公務員倫理法第26 条による承認の日 年 月 日 | 刑事裁判との関係 起訴日 26年 5月 1日 | 国家公務員法第85条に よる承認の日 26年 4月 29日 |
| <p>処分の理由</p> <p>被処分者は、用便中の女性らを盗撮する目的で、平成26年3月14日、東京都千代田区籠が関の法務省女子トイレの個室内において、動画撮影可能なACアダプター型カメラを作動させ、同カメラを使用して、用便中の氏名不詳者らの大腿部等を撮影し、もって公衆が通常衣服の一部を着けない状態にいる場所において、人の通常衣服で隠されている身体等を写真機その他の機器を用いて撮影し、人を著しく羞恥させ、かつ、人に不安を覚えさせるような行為をしたものである（東京都公衆に著しく迷惑をかける暴力的行為等の防止に関する条例違反）。</p> | | |

